

## (vi) 利用者ニーズに応じて進化する知財システムの構築

### (a) 施策に対する評価の概要

視点：知的財産制度に係る運用や手続は、ユーザー側のニーズを踏まえた、十分に利便性の高いものとなっているか。

- これまでも、様々なレベルにおける意見交換を通じ利用者からのニーズを把握した上で、特許電子図書館（IPDL）の機能向上、特許審査の改善（早期審査の要件緩和、スーパー早期審査の試行）など、国内の知財制度の運用に係る行政サービスの質の向上を図ってきた。
- しかしながら、事業活動のグローバル化や情報化が進展し、かつ、権利取得段階から紛争・訴訟段階に至るまでの知財システム全体の高コスト構造が問題視される中、利用者のニーズは国内の制度運用にとどまらず、知財制度の国際調和、諸外国の知財制度の整備、権利の安定性の確保、海外における弁理士の活動、翻訳費用等を含む知財システム全体に関わるものに広がっている。

### (b) 今後講ずべき主な施策

#### ①行政サービスの改善・質の向上に向けた取組の強化

知的財産システム全体に係る利用者ニーズを的確に把握した上で、各種行政サービスの質の向上、業務改善等を推進する。

#### ②審査基準の明確化

保護対象や判断基準が内外の利用者にとってわかりやすく、かつ、予見可能なものとなるよう特許庁の審査基準を明確化する。

#### ③中小企業に対する特許手数料減免制度の見直し

中小企業に対する特許手数料減免制度について、特許特別会計の収支の状況、利用者ニーズ、他の利用者に与える影響等を踏まえつつ、中小企業に対する資格要件の緩和や減免範囲の拡充などの必要性について検討を行い、必要な措置を講ずる。あわせて、減免申請手続に関して利用者が面倒であると感じる点を分析し、その結果を踏まえて、例えば、申請書類の簡素化、事前

審査を省略し虚偽申請が事後的に発覚した場合に制裁を課す制度の導入など、申請手続の更なる簡便化について検討を行い、必要な措置を講ずる。

#### ④特許電子図書館（IPDL）の情報提供サービスの向上

改善要望が多く寄せられるIPDLの機能強化について検討し、必要な措置を講ずる。

#### ⑤効率的な情報取得環境の整備（再掲）

技術戦略マップにおいて特許情報の活用を強化する。

関係省庁が連携して、特許・論文情報を統合した検索システムを利用者ニーズに応じた形で構築する。

#### ⑥特許審査ハイウェイの対象国拡大と運用改善（再掲）

特許審査ハイウェイ（PPH）について、欧州特許庁を始めとする他の国・地域の特許庁も対象に加えるなど、対象国を拡大するとともに、複数国間でPPHに関する手続の共通化を図りつつ、参加国間のネットワークの形成を促す。また、出願人からのPPHに関する改善要望に応じて、相手国との協議等を通じて、必要な措置を講ずる。

#### ⑦出願人のニーズに応じた審査処理スキームの構築

試行されたスーパー早期審査制度の本格導入を含め、出願人のニーズに即した審査処理スキームを構築する。

#### ⑧国際的な特許の電子出願書類処理システムの改善の推進（再掲）

PCTに基づく国際出願の利便性の向上や国際出願手数料の引下げを図るため、PCTに基づく国際出願に係る事務処理システムの改善（補正手続の電子化等）を我が国が主導して推進する。また、PCTに基づく国際出願に関する利便性の向上を図るため、PCTを所管するWIPOに対する我が国の関与を強化する。

#### ⑨弁理士のサービスの質の向上

外国の制度に精通し、外国語が堪能な国際化に対応できる弁理士、知財戦略策定等を含めた総合アドバイザー型の弁理士など、高い資質を備えた弁理士の育成を促す。

#### ⑩自動翻訳技術の利用の推進

海外出願の際の明細書翻訳費の削減に向けた、日本語からの自動翻訳の精度を向上させる文章の明晰化や、海外特許情報を利用し易い環境を整備する観点から、中国、韓国の特許情報を含め、海外特許情報を日本語に自動翻訳し提供するサービスの充実を推進する。

#### ⑪著作権登録制度の運用改善

著作権登録原簿の電子化等を通じて、登録情報の公開の充実や書類交付手続の簡素化を行う。

## (2) 模倣品・海賊版対策の強化

### (i) 外国における対策

#### (a) 施策に対する評価の概要

#### 視点1：侵害発生国・地域に対する制度改善や取締り強化に係る働き掛け等の 二国間協議による取組は十分か。

- 中国等の侵害発生国・地域に対しては、官民合同ミッション、ハイレベル二国間協議、当局間の協議、侵害状況調査制度、二国間・複数国間協定の交渉等を通じた働き掛けを行ってきた。また、関係省庁が一体となってアジア諸国等における知的財産人材の育成等能力構築への支援を実施してきた。
- これらの取組のほか、その基盤整備として、現地における在外公館等の支援機能を強化するとともに、我が国企業の被害実態調査を継続的に実施してきた。
- しかしながら、日本企業の模倣被害率は25%前後で高止まっており、「海外での模倣被害が増加傾向」、「中国において模倣被害を受けた」とする我が国企業は依然として多い。また、模倣品・海賊版の製造・流通の手口は巧妙化している。

#### 視点2：多国間協議における取組は十分か。

- 我が国は、G8、WTO、APEC等の多国間協議において、国際的なルール策定、侵害発生国・地域の監視等の面で積極的に関与してきた。
- また、模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA、仮称）については、2005年のG8サミットにてその必要性を提唱し、その後、知的財産権の保護に関心の高い国々とともにACTAの実現に向けて積極的に議論を推進してきた。
- 今後も引き続き、ACTAの早期実現を目指して議論をリードするとともに、G8、WTO、APECその他多国間協議の場においても、模倣品・海

賊版対策の更なる推進に向けて、積極的に取り組むことが必要である。

(b) 今後講ずべき主な施策

①侵害発生国・地域への働き掛けの更なる強化

官民合同ミッションと政府間協議との間の更なる連携等により、侵害発生国・地域への働き掛けを更に強化する。

②現地における支援機能強化

現地における在外公館、JETRO、日本企業の連携を強化する。

③侵害状況調査制度の見直し

侵害状況調査制度の利用頻度が低調な要因や同制度のあり方について検討し、必要に応じて同制度の見直しを行う。

④被害実態調査の充実

主要な侵害発生国・地域における日本企業の被害総額等につき、一定の経年比較が可能となる調査を実施する。

⑤ACTAの早期実現に向けた議論のリード

ACTAの早期実現及び妥結後の参加国の拡大等において、多国間協議をリードする。

## (ii) 国内における対策

### (a) 施策に対する評価の概要

#### 視点1：水際取締りは十分な効果を上げているか。

- これまで、輸入差止申立制度の対象権利の拡大、輸出・通過に対する取締制度の導入、意見照会制度の導入、個人輸入を仮装した輸入取締りのための規定整備等、水際取締りのための包括的な制度を整備してきた。また、人的体制を拡充させ、手続の簡素化も図ってきた。
- これらの取組の結果、知的財産権侵害物品の輸入差止件数は年々増加し、2007年には過去5年間で3倍以上の伸びとなっている。その一方で、侵害品輸入の小口化傾向が年々顕著になっている上、模倣品の流通手口の巧妙化・複雑化が指摘されている。
- 巧妙化・複雑化する模倣品・海賊版の輸出入に対応するため、税関職員の専門性の向上、情報の収集・蓄積・共有等により、効果的な取締りを推進する必要がある。

#### 視点2：国内での取締りは十分な効果を上げているか。

- これまで、主な知的財産権の侵害に対する刑事罰の導入又は強化、専門職員の設置等により取締り体制を強化してきた。
- 2007年には映画盗撮防止法が施行され、映画の海賊版の流通に対する一定の抑止効果が見られる。
- 知的財産侵害事犯の検挙実績は年々増加し、2006年には過去5年間で倍増するに至った。一方、近年では検挙実績・検挙人員とも緩やかな減少傾向にある。
- 今後とも、模倣品・海賊版の流通動向等を踏まえ、警察職員の捜査能力の全国的な向上や取締りの一層の強化が必要である。

### 視点3：国民への啓発活動は十分であるか。

- 模倣品・海賊版の氾濫を防ぐためには、その製造・流通の防止だけではなく、消費者である国民の意識の向上も図るべく総合的な方策を講ずる必要がある。
- 国民の模倣品・海賊版問題に関する理解を深めるため、2003年から毎年、関係省庁が一体となって「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施してきたほか、教育・研修活動、ホームページ上での情報提供など様々な取組によって国民への啓発活動を行ってきた。
- しかしながら、2008年の内閣府の特別世論調査によると、未だ国民の50%以上の者が模倣品・海賊版の購入を容認している状況であり、模倣品・海賊版を購入しないことについて国民の十分な理解は得られていない。
- 一方、実際に対策を行う企業に関しては、特許庁の模倣被害調査によると、企業における模倣被害対策の実施率は減少傾向にあり、依然として一部の企業においては、模倣品・海賊版対策の重要性についての認識が不足している。

### 視点4：模倣品・海賊版対策における連携体制は十分であるか。

- 模倣品・海賊版対策を効率的に推進するためには、関係省庁や民間団体が一体となって取り組むことが必要であり、これまで様々な取組を行ってきた。
- 具体的には、一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を設置するとともに、「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議」を内閣官房に設置し、関係省庁の連携を強化してきた。また、官民の取組としては、中国等に対する官民合同ミッション派遣など民間団体とも連携を深め、一定の成果を上げている。

#### (b) 今後講ずべき主な施策

#### ①差止申立制度の利用の促進

差止申立制度の利用を促進するため、権利者向けパンフレットの作成・配付や業界団体への説明等を通じ制度の周知を図る。

#### ②税関職員の専門性の向上

巧妙化・複雑化する模倣品・海賊版の輸出入に対応するため、税関職員への研修を充実させる。

#### ③外国税関との連携・協力の促進

外国の税関当局との連携・協力を促進し、情報に基づいた効果的な知的財産侵害物品の取締りや能力構築支援を実施するとともに、知的財産侵害物品の輸出国に対し知的財産侵害物品を輸出の段階で取り締まるよう求める。

#### ④警察職員の捜査能力の全国的な向上

模倣品・海賊版の流通動向等を踏まえ、商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度等既存の制度の効果的な活用も含めて、警察職員の捜査能力を高めるための全国的な取組を実施する。

#### ⑤国民への啓発活動のアクションプランの策定

模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議等において、関係省庁が連携して効果的な啓発活動を実施するためのアクションプランを策定する。

#### ⑥国民の意識調査の実施

国民の模倣品・海賊版問題に関する意識を向上させる施策を効果的に実施するため、国民、特に若年層の意識を調査する。

#### ⑦若年層に対する模倣品・海賊版問題に関する啓発活動の強化

小中学生に対する模倣品・海賊版問題に関する教育活動や若者に対する啓発キャンペーンの取組を官民連携して実施する。

#### ⑧地域における連携体制の強化

地域知的財産戦略本部において、警察や税関等の関係機関との連携を深めるなどし、地域における連携体制を強化する。



### (iii) インターネットにおける対策

#### (a) 施策に対する評価の概要

#### 視点：インターネット上の模倣品・海賊版対策は十分であるか。

- インターネット上の模倣品・海賊版対策は、民間による自主的なガイドラインの策定や警察による取締りの強化など官民連携した様々な取組により、一定の成果を上げている。
- 特に、国内のインターネットオークションにおける対策については、オークション事業者と権利者が協力して対策を行っており、大手オークションサイトにおける模倣品・海賊版の出品率は、以前相当程度だったものがわずか1%程度に減少する等大きな成果を上げている。
- しかしながら、ブロードバンド環境の整備やインターネットの発達に伴い、新たに動画共有サイトやファイル共有ソフトを通じた海賊版の氾濫が大きな問題となっている。この問題は、個人によって容易に海賊版が作成・配信されるなど、従来のパッケージメディアを前提とした模倣品・海賊版とは質が異なっており、新たな対策が必要である。

#### (b) 今後講ずべき主な施策

##### ①インターネット上の模倣品・海賊版の取締りの強化

模倣品・海賊版等のサイバー犯罪に対し、取締り体制の強化、情報収集・分析機能の強化、捜査に携わる警察職員の技能水準の向上、権利者等との連携強化等によって、その取締りを強化する。

##### ②外国政府に対する働き掛けの強化

インターネット上の模倣品・海賊版による侵害が発生している国に対し、二国間協議や官民合同ミッション等を通じて、取締りの強化、国民に対する啓発活動の実施や権利執行手続の簡素化等について、制度面・運用面での改善を要請する。

### ③インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化

官民連携してインターネット上の著作権侵害コンテンツに関する実態調査を行うとともに、被害実態等を踏まえ、コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方やプロバイダの責任の在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずる。

### ④ファイル共有ソフトにおける著作権侵害コンテンツ対策の支援

ファイル共有ソフトを用いて著作権侵害コンテンツを送信する者に対し、警告メールを送付するなどプロバイダと権利者団体が連携した取組を支援する。

### ⑤私的複製の許容範囲の見直し

違法配信又は違法複製されたコンテンツからの私的複製の許容範囲を見直す。

### ⑥フィルタリングソフト等の技術開発や活用の促進

インターネット上の模倣品・海賊版を円滑に削除ができるよう、それらを迅速かつ効率的に検出するフィルタリングソフト等の技術開発やその活用を促進する。

### 3. 知的財産の活用

#### (1) 知的財産の戦略的活用

##### (i) 企業の知財戦略の高度化

##### (a) 施策に対する評価の概要

#### 視点：企業における知財戦略の浸透は十分か。

- 企業活動のグローバル化やオープン・イノベーションが進展する中、企業の知財戦略の高度化が必要である。ここ数年の間、一部の企業において最高知財責任者（C I P O）や知財担当役員等の設置による事業戦略、研究開発戦略、知財戦略の三位一体の経営戦略の実践や知財報告書等の作成・公表等が行われている。また、政府の取組として、企業の知財戦略の策定と実施に資するよう「知財戦略事例集」や「知的資産経営マニュアル」等を公表してきた。企業における知財戦略の高度化に向けた取組は徐々に進んできたが、全体として未だ十分ではない。また、意匠や商標を活用したブランド戦略等の取組強化が重要である。
  
- 一方、企業が保有する未利用特許の割合は年50%付近で推移している。未利用特許の中には、防衛目的や将来の事業化に備えて保有している特許以外にも、自社ではなく他社にとっては利用価値がある特許等が埋もれていると推測される。

##### (b) 今後講ずべき主な施策

#### ①企業の知財管理の徹底

重複出願を省き、特段の目的も持たずに保有している未利用特許や不使用商標の割合を減少させ、海外への事業展開を見据えて積極的に外国出願を行う社内環境整備を促進する。

#### ②企業の知財戦略の高度化

各企業の競争環境等に応じて知的財産に関するオープンな戦略（例えば、国際標準化戦略）とクローズドな戦略を適切に組み合わせて高度な知財戦略

の構築や事業戦略との連携・融合化を促進するため、企業におけるC I P O・知財担当役員の設置を奨励する。

また、優れたデザイン（意匠）がイノベーションの促進や企業ブランドの強化に寄与することにかんがみ、企業における有効な意匠権の取得、活用等の取組強化を奨励する。さらに、自社ビジネスの優位性確保を図るため、特許制度、意匠制度、商標制度の戦略的な組合せ利用を行う等、知財戦略の高度化を奨励する。

### ③企業における知財関連情報の開示の促進

知財報告書、知的資産経営報告書、知財関連情報を含むアニュアルレポート（年次報告書）等を積極的に作成・公表することにより、自社の知的財産の強みを社内外に認識させ企業価値の向上を図るとともに、株主・投資家、顧客、金融機関等に対する必要な知財関連情報の開示の在り方について検討を行い、その明確化を図る。

### ④C I P O・知財担当役員の意識向上

C I P O・知財担当役員の主導の下、知財戦略策定部署と事業戦略策定部署との連携など、企業における知財戦略の高度化を推奨する。また、知的財産を巡る環境変化に対応するため、経営層に対する知財研修の充実等を推奨する。

## (ii) 知的財産を活用した事業活動のための環境整備

### (a) 施策に対する評価の概要

#### 視点1：オープン・イノベーションに対応した基盤整備の状況は十分か。

- グローバルな経営活動の下、国境を越えたオープン・イノベーションが進展しており、知的財産の流動性が高まっている。
- これまで、工業所有権情報・研修館（INPIT）や科学技術振興機構（JST）等の技術移転・特許流通データベースの充実により技術移転・特許流通の促進を図っており、INPITが実施する特許流通アドバイザー派遣事業では、2008年3月までに1万件以上のライセンス許諾等の契約が結ばれた。また、ライセンシー保護の強化のため、包括的ライセンス契約に係る通常実施権の登録制度の導入や通常実施権等に係る登録事項の開示の一部制限などが行われており、一定の成果が上がっている。
- しかしながら、企業の倒産やM&Aによる特許流通の増加等に伴って、ライセンシー保護の更なる強化の要望がなされるとともに、特許原簿・商標原簿上の権利者にコンタクトできない場合がある等の問題が指摘されている。また、特許の共有制度がライセンス活動の円滑化に悪影響を与えているとの指摘、実施許諾の意思の登録制度（ライセンス・オブ・ライト）の導入に関する要望などがなされている。
- また、各企業、業種、大学等に分散して存在する知的財産を組み合わせ活用し、新たな経済価値を生み出すための取組が十分ではない。

#### 視点2：知財ファイナンスの強化は十分か。

- 知的財産権を受託可能財産として追加する信託業法の改正がなされ、知財信託制度のメリットや事例、グループ企業内信託の申請書類のサンプル等を公表するなどにより、知財信託の活用促進を図ってきた。また、政策投資銀行が中心となって知財担保融資の実績が積み上がってきた。
- 中小・ベンチャー企業の資金調達の手段の一つとして、知的財産を活用し

た融資や知財信託への期待は高く、今後も引き続き、これらの成功事例や知的財産の価値評価実務の実績を積み上げていく必要がある。

## (b) 今後講ずべき主な施策

### ①未登録の通常実施権の保護制度（当然保護制度）の検討

特許法改正後の通常実施権登録制度の運用状況、諸外国の制度運用の動向、知的財産権取引に係る契約実務の動向、産業界のニーズ等を踏まえ、未登録の通常実施権に係るライセンス保護制度の導入の可否について検討を行い、結論を得る。

### ②M&Aや企業の倒産に伴う知財上の問題への対応

M&Aや企業の倒産における知財上の問題について、M&Aや倒産の際の知的財産の取扱いに関する留意点の周知等の必要な措置を講ずる。

### ③共有特許制度の在り方の検討

オープン・イノベーションが進展し、従来想定していた共有者間で競争関係にある場合のみならず、共有者間で競争関係にない場合（例えば、産学連携による共同開発や素材メーカー・最終製品メーカーの共同開発等）が増加する中、特許法73条等の共有の規定が特許流通・技術移転の阻害要因となりうるかどうか等の現状について調査・分析を行い、特許法73条のデフォルト・ルールを現行のまま維持すべきかどうかの結論を得るとともに、大学・TLOや企業に対して、調査・分析結果の情報提供を行う。

### ④産業革新機構（イノベーション創造機構）の体制整備

企業や大学等に分散する技術・人等を柔軟に組み合わせ総合プロデュースする事業に対して一定規模以上の長期リスクマネーを供給する産業革新機構（イノベーション創造機構）の体制を整備する。

### ⑤実施許諾の意思の登録制度の導入の検討

特許権者が第三者への実施許諾の意思がある旨を特許原簿等に登録した場合に特許料を減免するライセンス・オブ・ライト（License of Right）制度の導入について検討を行い、必要な措置を講ずる。

## ⑥知的資産経営報告書の普及

中小企業の資金調達が円滑に行えるよう中小企業と金融機関との情報共有を円滑化するコミュニケーション・ツールとしての「知的資産経営報告書」の作成・開示を奨励する。

また、金融機関が企業評価の際に重視している非財務情報を明確化し、重視している非財務情報を知的資産経営報告書に盛り込み、より一層の精度向上を図る。

### (iii) 知的財産の公正な活用の促進

#### (a) 施策に対する評価の概要

視点：知的財産の公正な活用の促進が十分になされているか。

- オープン・イノベーションが進展する中、知的財産権の正当な権利行使を促進することにより、知的財産権が円滑に活用される環境を確保することが重要である。
- これまで、公正取引委員会内に「知的財産タスクフォース」が設置されるとともに、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」や「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」等のガイドラインが策定された。また、経済産業省から、ソフトウェア分野における権利濫用の法理の適用解釈について、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」が公表された。
- これらの施策により、知的財産権の権利行使に係る独占禁止法の適用範囲について一定の透明性・予見性が確保されるとともに、ソフトウェア分野における権利行使の適正化に一定の貢献がなされた。
- 他方、近年、米国を中心に知的財産権の濫用的な権利行使の問題（いわゆるパテント・トロール問題）が顕在化し、日系企業も被害を受けているところ、我が国国内においても、このような問題に対する意識が高まっている。本問題への対応については、知的財産による競争力強化専門調査会「情報通信PT報告書」や同「分野別知財戦略」において、多角的な議論の喚起と検討の視点が示され、また、特許庁「イノベーションと知財政策に関する研究会」においても、いわゆるパテント・トロール問題への対応について提言がなされた。今後とも様々な観点から検討を行うことが必要である。

#### (b) 今後講ずべき主な施策

##### ① 知的財産権の権利行使に対する独占禁止法の適用範囲の明確化

知的財産に係る独占禁止違反被疑事件の摘発事例の蓄積状況や産業界からのニーズ等を踏まえ、知的財産権の権利行使に係る独占禁止法の適用範囲や



解釈について検討し、必要に応じて各種ガイドラインの見直しや整備を行う。

## ②適切な権利行使の在り方の検討

知的財産権の濫用的な権利行使の問題について、正当な権利行使を尊重するとの前提の下、産業の健全な発展を図る観点から、民法上の権利濫用の法理や米国の判例（eBay 判決）等を考慮しつつ、差止請求の要件、損害賠償請求制度の在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずる。

## (2) 国際標準化活動の強化

### (i) 産業界の意識改革

#### (a) 施策に対する評価の概要

視点：産業界の意識向上に関する産官の取組は十分か。

- 知的財産戦略本部が策定した「国際標準総合戦略」等を踏まえ、産業界の意識改革を促すため、企業経営者層や管理者層に対する各種セミナーの開催や国際標準化に関するガイドライン（事例集）の作成・公表等が行われたほか、産業界において自主的なアクションプランが策定された。
- これらの取組の結果、昨年3月に（社）日本経済団体連合会が実施したアンケート調査によれば、企業活動における国際標準化の重要性がここ数年で高くなったと回答した企業数が約76%に上っている。
- このように産業界における意識改革の成果は一定程度見られるものの、社内全体における理解や技術分野ごとの特性に応じた意識の醸成はまだ不足している面があるとの指摘がある。

#### (b) 今後講ずべき主な施策

##### ①産業界に対する啓発活動の継続的な実施

国際標準化活動に関する成功事例等の更なる収集・分析を行うとともに、当該分析等の結果を活用し、企業の経営者層や管理者層に対する啓発活動を継続的に実施する。

##### ②技術分野ごとの啓発活動の促進

技術分野の特性に応じた産官学の国際標準化活動への意識の向上を図るための啓発活動を実施する。

## (ii) 我が国全体としての国際標準化活動の強化

### (a) 施策に対する評価の概要

視点：我が国全体として国際標準化活動の強化はなされたか。

- これまで、政府による国際標準化に関する戦略等の策定、国際標準化に関する国や研究開発法人・大学・事業者の役割を規定した「研究開発力強化法」の制定等が行われたほか、国の研究開発と標準化活動の一体的推進やワンストップ窓口の設置等の産業界における推進体制の整備等がなされてきた。
- これらの取組の結果、国際標準化機関における議長や幹事国などの重要ポストの獲得数や国際標準案等の提案件数は増加傾向にあるものの、欧米主要国の活動水準にはまだ及ばない（米国や独国の半数程度）状況にある。
- 実務者からは、外国の国際標準化活動に関する情報収集体制や海外における標準化活動に対する支援体制が不十分との指摘がある。

### (b) 今後講ずべき主な施策

#### ①国際標準化に関する各戦略の確実な実行と改定

これまで政府が策定した国際標準総合戦略等の各戦略を確実に実行するとともに、必要に応じてそれら戦略の適切な見直しを行う。

#### ②研究開発と標準化活動の一体的推進の拡大

国の研究開発において国際標準化を明確に位置付けるとともに、その評価に際しても国際標準化への取組状況を確実に確認する取組を一層拡大する。

#### ③海外の国際標準化情報の収集・提供体制の構築

諸外国における標準化団体との情報交換会や産業界の海外事務所の活用等を通じ、欧米やアジア諸国における国際標準化活動に関する情報を収集するとともに、国内支援機関等を通じてその情報を産業界や大学、公的研究機関等に提供する体制を整備する。

### (iii) 国際標準人材の育成

#### (a) 施策に対する評価の概要

視点1：大学や公的研究機関の任務として国際標準化活動を明確に位置付け、職員の同活動への取組を積極的に評価する体制を構築すべきではないか。また、産業界においても国際標準化人材をより積極的に評価すべきではないか。

- これまで、国際標準化活動に携わる産学官の人材を積極的に評価するため、新たに内閣総理大臣表彰を創設するなど、顕彰制度の充実を図ってきた。
- 一方、我が国の場合、国際標準化機関における幹事や議長を担当する者には大学や公的研究機関の研究者が多く含まれているが、大学や公的研究機関の任務として国際標準化活動が明確に位置付けられていないこと等から、同活動が研究者の評価に正当に反映されていない面がある。また、このことが国際標準化活動に携わる若手研究者の減少の一要因となっているとの指摘もある。
- このため、昨年10月に改定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」において、研究者の業績の評価に当たり、研究開発の実績に加え、国際標準化への寄与等に関する活動にも着目して評価を行うことが明記された。
- また、産業界においても国際標準化に携わる人材に対する積極的な評価が行われることが期待される。

視点2：次世代を担う人材の早期育成・確保のため、企業等における人材や大学など高等教育課程の教育を重点的に行うべきか。長期的視点に立ち幅広く教育を行うべきか。

- これまで、国際標準化活動に携わる企業等における人材の育成を図るため、国際標準化機関の議長や幹事を担う者、国際標準原案を作成する者、国際交渉の現場を担う中堅・若手の専門家等のそれぞれを対象にした各種研修やセミナーを開催してきた。

- また、将来的に国際標準化活動において活躍する人材の裾野の拡大を図る観点から、小中高等学校、高等専門学校、大学等における標準化教育の充実が図られてきた。
- しかしながら、中国や韓国等における国際標準化活動に参画する人材が質・量ともに増大傾向にある中、我が国においては、現在の国際標準化活動の次の世代を担う中堅・若手の人材が依然として不足している状況にある。

## (b) 今後講ずべき主な施策

### ①政府における顕彰制度の拡充

国際標準化活動に功績のある者を顕彰するための制度が整備されていない技術分野について、その整備を行う。

### ②研究者の業績評価の改善

大学や公的研究機関が「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿って、研究者の標準化活動への寄与をその業績評価の対象とするよう促す。

### ③国際標準化活動に携わる者への研修、セミナー等の実施

国際標準化活動に携わる者の能力向上を図るため、研修、セミナー、OJT等を継続的に実施する。

#### (iv) アジア等諸外国との連携強化

##### (a) 施策に対する評価の概要

視点：アジア等諸外国との連携は十分か。

- アジア・太平洋諸国における国際標準化活動のレベルを引き上げるとともに、これまでの協力体制を強化する観点から、「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」の策定、北東アジア標準協力フォーラムやアジア・太平洋電気通信標準化機関での標準化の推進等を通じて、アジア・太平洋地域における関係諸国との連携強化を図ってきた。
- 今後とも、アジア・太平洋地域における国際標準化活動の活性化や国際標準案の共同提案の拡大等に向けた取組を強化することが求められる。

##### (b) 今後講ずべき主な施策

###### ①アジア・太平洋地域における共同提案の増大

アジア・太平洋地域における諸外国のニーズを踏まえつつ、共同研究開発の実施等を通じ、国際標準案等の共同提案を増大させる。

###### ②アジア・太平洋地域における国際標準化活動の活性化

太平洋地域標準化会議やアジア太平洋電気通信共同体等におけるアジア・太平洋地域における国際標準化活動の活性化に向けた取組を継続する。

## (v) 国際標準に関するルールづくりへの貢献

### (a) 施策に対する評価の概要

視点：環境、安全、福祉や情報通信のように社会的に多大な影響を及ぼし得る技術分野を考慮し、国際標準に関わる特許権の権利関係を調整する対応策についての検討が必要ではないか。

- 標準化における特許権の取扱いに関しては、国際標準化機関におけるパテントポリシー及びそのガイドラインが共通化され、また、国内においても、標準化機関におけるパテントポリシーの改定や標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方の公表等により、一定の明確化が図られてきた。
- しかしながら、依然として、標準の策定や普及に関して特許権の不当な権利行使が行われる場合がある。
- オープン・イノベーションの進展に伴い、国際標準化の重要性は高まっており、その円滑な普及を図る観点から、知的財産権の取扱いの一層の明確化が求められている。

### (b) 今後講ずべき主な施策

#### ①国際標準に関するルールの円滑な運用の実現

I S O、I E C及びI T Uにおいて共通化された標準技術に関する知的財産の取扱いルールの運用状況の情報収集を行い、必要に応じ、国際標準化機関に対する働き掛けを行う。

#### ②独占禁止法ガイドラインの見直しと周知徹底

標準技術に関する知的財産権の取扱いに関する独占禁止法上のガイドラインについて周知徹底を図るとともに、知的財産に係る独占禁止法違反被疑事件の摘発事例の蓄積状況や産業界からのニーズ等を踏まえ必要に応じて見直す。

### ③標準技術を円滑に実施可能とする方策の検討

国際的な動向に留意しつつ、社会的ニーズの高い標準技術に関する特許発明を円滑に実施可能とする方策について、パテントプール化した場合の知的財産の運用ルールの整備、濫用的な権利行使権の制限、裁定実施権の適用等を含め、特許政策や独占禁止政策など幅広い観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。



### (3) 中小・ベンチャー企業への支援

#### (i) 相談・情報提供機能の強化

##### (a) 施策に対する評価の概要

#### 視点1：中小企業における知財マインドの浸透は十分か。

- 中小企業であっても、研究開発の成果を特許として権利化する、又は営業秘密として秘匿することを通じて、知的財産を戦略的に獲得・管理することにより、競合他社の市場参入を抑制するなど、市場の中で優位性を獲得することが可能となる。
- これまで中小企業の知財マインドを向上させるため、各種セミナー・説明会の開催、パンフレット・マニュアル等の配付により知財戦略の普及・啓発を図ってきた。
- しかし、知的財産に対する認識は広まりつつあるものの、知的財産を獲得・管理することのメリットが十分に伝えきれていないため、知財戦略を企業経営に取り込むという行動にまで十分つながっていない。

#### 視点2：中小企業に対する相談・情報提供機能は十分か。

- 全国の商工会・商工会議所に相談取り次ぎ窓口として「知財駆け込み寺」を設置し、中小企業からの個別の相談を受け付けるとともに、各種相談会やセミナーを開催している。
- しかし、実際に寄せられる相談は一部の窓口に集中しているのが現状であり、相談の対応者も必ずしもすべてが知財政策に精通した者ではないなど、寄せられる相談を的確に処理するための相談処理体制には改善の余地がある。
- また、中小企業向けの知財関連の各施策については、関係機関の連携が不十分であること等もあり、十分に認知されていない面があることから、周知の方法について改善の余地がある。

## (b) 今後講ずべき主な施策

### 【中小企業における知財マインドの浸透】

#### ①中小企業に伝わりやすい普及・啓発活動の強化

知財戦略を企業経営に取り込むことのメリットが伝わるように、中小企業の業種、知財マインドのレベルに応じて、普及・啓発活動を推進する。

特に、知的財産を活用して成功する企業を育成するとともに、そのような事例を周知することにより、中小企業全体の知財マインドの底上げを図る。

### 【相談・情報提供機能の強化】

#### ②相談窓口の機能向上

中小企業にとって最も身近な相談取り次ぎ窓口である知財駆け込み寺、ワンストップ支援機関である地域力連携拠点を活用し、特に、地域力連携拠点と知的財産関係の専門家・支援機関との連携を地域・中小企業等知財戦略支援人材データベースの活用等によって強化することにより、知的財産に関する相談に効果的かつ効率的に対応する機能を向上させる。

また、地域力連携拠点における応援コーディネーターを対象とした知的財産制度等に関するセミナー・研修を行う。

#### ③知財関連支援施策のユーザーフレンドリーな情報提供

関係省庁、各支援機関、都道府県が実施する知財関連中小企業施策について、関係機関連携の下、中小企業の業種、知財マインドのレベルを考慮しつつ、取りまとめ・整理し、利用者が使いやすく必要な情報を容易に入手できる環境を構築する。

## (ii) 負担軽減に向けた取組の強化

### (a) 施策に対する評価の概要

視点：中小企業のニーズに即した負担軽減策、支援策が講じられているか。

- これまで特許料等の減免措置、先行技術調査制度、早期審査制度などの負担軽減策・支援策に関しては、要件の緩和、対象の拡大等を行ってきており、その利用実績は着実に増加している(特許料等の減免制度の利用実績は2004年度5,014件から、2007年度10,194件に増加)。
- 他方、例えば、特許出願の審査請求料・特許料等の減免措置に関しては、減免措置を受ける要件に合致しない中小企業も多く、申請手続が面倒であるが故に制度を利用しない中小企業もある。
- また、中小企業においても事業活動のグローバル化への対応が求められている現状にあつては、それを知的財産の観点から支援することが重要であり、これまで外国出願費用の助成や海外における侵害調査の支援を行ってきた。中小企業にとっては海外出願の費用負担だけでなく権利取得後の模倣品対策等も大きな課題である。
- 中小企業の知的財産を活用した事業経営を側面支援するために、今後とも減免措置、支援策を強化していくべきとの要望が強い。また、これらの減免措置・支援策を効率的かつ効果的に実施していくには、支援策の検討段階から知財施策の担当者と中小企業施策等の担当者との連携が不可欠である。

### (b) 今後講ずべき主な施策

#### ①特許手数料減免制度の見直し(再掲)

特許手数料減免制度について、特許特別会計の収支の状況、利用者ニーズ、他の利用者に与える影響等を踏まえつつ、中小企業に対する資格要件の緩和や減免範囲の拡充などの必要性について検討を行い、必要な措置を講ずる。あわせて、減免申請手続に関して利用者が面倒であると感じる点を分析し、その結果を踏まえて、例えば、申請書類の簡素化、事前審査を省略し虚偽申請が事後的に発覚した場合に制裁を課す制度の導入など、申請手続の更なる

簡便化について検討を行い、必要な措置を講ずる。

## ②出願前先行技術調査支援の強化

無駄な研究開発や出願を防ぐため、特許情報活用支援アドバイザーを活用するなど、出願前の先行技術調査支援の強化を図る。

また、東京都が今年度から始めた特許出願戦略策定等のための他社特許調査費用助成事業のような取組が他の地方公共団体にも広がるよう促す。

## ③海外への事業展開に対する支援策の拡充

中小企業の外国出願、外国での侵害調査に関する現行の支援制度の普及を図るとともにその拡充を行う。

また、中小企業の海外展開に際して、諸外国の市場動向や法制度等に係る情報提供から権利の取得、販路開拓、権利行使、模倣品対策までの一貫した支援の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。

## ④支援機関間・担当者の連携強化

知財関連施策と中小企業施策等との連携・融合を図るべく、担当者の連絡会議を開催する等、関係機関、担当者間で綿密な情報交換を行い、施策の検討段階から一貫した連携を図る。

### (iii) 知的財産を活用した経営の促進

#### (a) 施策に対する評価の概要

視点：中小企業の経営実態、ニーズに即した支援がなされているか（中小企業の資金調達、支援人材の育成）。

- 中小企業においては、資金調達の円滑化、経営革新、販路開拓などに関する支援のニーズが高い。これらのニーズに対して知的財産の側面から対応していくことが必要である。
- 資金調達に関しては、政策投資銀行や商工中金が中心となって知財担保融資の実績が徐々に積み上がってきている。
- 今後、知的財産を活用した資金調達を更に活性化、円滑化するためには、かかる動きを側面から支援するとともに、中小企業自らが積極的に技術等の知的財産に関する情報を金融機関等に対して開示することが必要である。
- また、経営革新、販路開拓に関しては、知財専門家やコンサルタントなどの専門家派遣による知的財産を取り入れた事業戦略の策定支援や、特許流通アドバイザーなどが中小企業等の事業化ニーズ及び技術シーズのマッチングを図る特許流通支援などを行ってきた。
- 今後、中小企業が知財戦略を取り入れた事業戦略を推進して知的財産を企業の利益に結び付けられるよう支援する人材を質・量ともに充実させ、知的財産を活用した事業化を支援する総合プロデュース機能を向上させていくことが必要である。

#### (b) 今後講ずべき主な施策

##### ①地域金融機関における知的財産の活用の促進

中小・地域金融機関がそれぞれの金融機関の特性及び自主性に応じた地域密着型金融の取組の一つとして、知的財産を活用した融資が促進されるよう、企業の強みとなる知的財産を含む無形資産の評価マニュアルを策定しその普及を図るとともに、各金融機関に対して知的財産に関する研修等を行う。

## ②金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の更なる周知と必要に応じた改訂

金融機関による金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の趣旨を踏まえた適切な対応を促すため、また、中小企業が金融機関の融資判断に当たっての着眼点を理解し、自らの融資交渉に当たり知的財産を積極的に活用できるよう、金融機関及び中小企業に対する金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知に一層努める。

また、金融機関が知的財産を適切に評価して与信判断をする際、同マニュアルが阻害要因となっている、あるいは不明確なために一定の誤解を生じているとの指摘があれば、同マニュアルの改訂や金融検査マニュアルのQ&Aへの記載等の必要な措置を講ずる。

## ③知的資産経営報告書の普及（再掲）

中小企業の資金調達が円滑に行えるよう中小企業と金融機関との情報共有を円滑化するコミュニケーション・ツールとしての「知的資産経営報告書」の作成・開示を奨励する。

また、金融機関が企業評価の際に重視している非財務情報を明確化し、重視している非財務情報を知的資産経営報告書に盛り込み、より一層の精度向上を図る。

## ④認定・表彰制度の活用促進

金融機関において取組が進められている、知的財産に着目した認定・表彰を受けた中小企業に対する優遇融資制度の拡充を促す。

また、金融機関が認定・表彰の有無を融資の判断材料の一つとして利用しやすくするため、表彰された中小企業を継続して評価し続けるような認定・表彰制度の創設を検討し、必要な措置を講ずる。

## ⑤知的財産を戦略的に活用した経営支援と支援人材の育成

法律、技術、金融、販売等の専門家を中小企業に派遣することにより、中小企業の知財戦略を取り入れた経営の定着を支援するとともに、かかる支援人材の育成を図り、総合プロデュース機能を向上させる。

## ⑥中小企業向けの特許流通・事業化支援の強化

総合的な支援機能を有する地域力連携拠点と特許流通アドバイザーとの連携により、中小企業向けの特許流通事業を強化し、その成果を事業化につな

げていく。

また、中小企業が保有する特許技術シーズ流通のための特許ビジネス市などの取組を充実させ、中小企業を対象とした特許流通の機会の提供を強化する。

#### (4) 知的財産を活用した地域の活性化

##### (a) 施策に対する評価の概要

視点：知的財産を活用した地域振興には何が必要か。

- 知的財産を活用して地域を振興するため、2005年度に地域知的財産戦略本部を設置した。現在、各地域知財戦略本部でその地域の実情に応じた事業計画の下、特色ある事業が展開されている。
- かねてより地域における各施策担当者レベルの連携が不十分との指摘があり、近年、農商工連携や地域力連携拠点などの地域レベルでの知財施策とその他の施策とを連携させる取組が開始されたものの、連携は未だ不十分である。
- 地方公共団体においては、一部先進的な取組を行っている自治体も現れてきているが、全体には広がっていない。
- また、グローバル化が進展する中、我が国の地名等が海外で商標登録されるなどの問題も顕在化しており、地域としてもその対応が求められている。

##### (b) 今後講ずべき主な施策

###### ①関係機関及び各施策担当者との連携強化

地域知財戦略本部、関係機関、地方公共団体などの地域における組織間の連携、及び知財政策担当者と中小企業施策、農林水産施策など各施策担当者間との連携を強化しつつ、地域における知財教育、模倣品・海賊版対策、海外における我が国の地名等に係る商標問題への対応等の知財関連施策を着実に実行する。

また、地域力連携拠点における取組、農商工連携、産業クラスター、知的クラスターにおいて、知財施策と他の施策との連携を強化する。

###### ②地域団体商標を活用した地域振興

地方公共団体、観光協会等の関係機関・団体の連携の下、生産者団体等の組合による地域団体商標の獲得、獲得後の地域団体商標の活用及びブランド



管理を支援する。

### ③地方公共団体における先進的取組の成功モデルの創出支援

国と地方公共団体が連携して、地方公共団体による知財施策の先進的取組の成功モデルをつくり出す取組を強化する。

また、特定の企業を継続的に支援し、地域における成功事例を創出する地方公共団体の取組を奨励する。

### ④中国、台湾等における我が国の地名等に係る商標問題への対応

関係省庁が連携して地方公共団体等に対して、中国、台湾等の海外における商標出願手続についての情報提供を行うとともに、当該国における早期権利化や取消請求等の自発的な取組への支援を強化する。

また、事業者や地方公共団体による、中国や台湾での商標の監視や第三者による商標の抜け駆け出願への対応を支援すべく、我が国の地名等が海外で出願又は登録された場合の対応策をまとめたマニュアル等の普及を図る。

さらに、我が国の地名等が当該国において登録されることを防止するため、当該国の商標制度及びその運用の改善を働き掛ける。